

公募型東京農林水産魅力発信事業財団補助金交付要綱

3 農振財地第 641 号
令和 4 年 3 月 2 9 日

(目的)

第 1 条 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、都民に東京の農林水産業の魅力を伝え、積極的に PR を図るため、東京の農林水産業を利用した新たな商品又はサービス等を開発及び販売する民間事業者（以下「補助事業者」という。）を支援する。そのために財団が定める公募型東京農林水産魅力発信事業財団実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付 3 農振財地第 640 号）に基づいて、補助事業者が公募型東京農林水産魅力発信事業に関して要する経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第 2 条 補助対象経費、補助率及び上限（下限）額は、別表 1 に定めるとおりとする。

(事業対象者)

第 3 条 事業対象者は、都内での事業実績又は東京の農林水産業を活用した事業実績を有する民間事業者とする。

(事業の継続)

第 4 条 支援をうけた事業実施主体は、本事業の終了後、2 年間以上について、本事業により開発した商品又はサービス等の提供を継続するものとする。

(暴力団の排除)

第 5 条 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）その他財団が必要とする書類を提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 補助事業者は、前条の規定に基づく補助金の交付申請、第11条の規定に基づく申請の撤回、第12条の規定に基づく事業内容の変更等、第13条の規定に基づく状況報告、第14条の規定に基づく事故報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、財団が指定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「補助金申請システム」という。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第8条 財団は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第10条の規定に基づく事情変更による取消し若しくは変更、第12条の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく要求、第14条の規定に基づく指示、第15条第1項の規定に基づく遂行命令、同条第2項の規定に基づく停止命令、第17条の規定に基づく通知、第18条第1項の規定に基づく是正命令、第21条の規定に基づく取消し、第22条の規定に基づく返還命令、第23条の規定に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

（補助金の交付決定）

第9条 財団は、第6条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認める場合は、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助事業者に通知する。

2 財団は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 財団は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 財団は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

（1）補助事業の残務処理に要する経費

（2）補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金等の支払に要する経費

4 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

（申請の撤回）

第11条 補助事業者は、第9条の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内にその旨を記載した書面を財団に提出することにより、申請の

撤回をすることができる。

(承認事項)

第 12 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、（2）に掲げる事項のうち、軽微な変更については、この限りではない。

- （1）補助事業に要する経費の配分を別表 1 の経費の区分の相互間において 30 パーセント以上増減変更しようとするとき
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- （4）補助事業完了日が完了予定年月日から 3 ヶ月以上延伸するとき

(状況報告)

第 13 条 事業実施主体は、事業実施期間中、次の期日現在の事業実施状況報告書（別記第 4 号様式）を作成し、翌月 15 日までに財団に提出しなければならない。

- （1）6 月末日
- （2）9 月末日
- （3）12 月末日
- （4）3 月末日

2 前項に定めるもののほか、財団は、特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

(事故報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により財団に報告し、その指示に従わなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第 15 条 財団は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 財団は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別記第 5 号様式）を、必要な書類を添えて、速やかに財団に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第 12 条第 3 号の規定により補助事業の廃止の承認を受けた場合に準用する。

(補助金の額の確定)

第 17 条 財団は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 6 号様式により補助事業者へ通知する。

(是正のための措置)

第 18 条 財団は、前条の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、それに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

2 第 16 条第 1 項の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

(補助金の支払及び請求)

第 19 条 財団は、第 17 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第 7 号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第 8 号）を財団に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、その用件終了後速やかに、概算払精算書（別記様式第 9 号）を財団に提出し補助金を精算しなければならない。

(事業継続状況の確認)

第 20 条 補助事業者は、補助事業が属する会計年度の終了後 2 年間までの期間において、財団職員が事業の継続状況について、立入り調査の実施又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(決定の取消し)

第 21 条 財団は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) その他、この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、第 17 条の規定により補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。

(補助金の返還)

第 22 条 財団は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定

めてその返還を命ずる。

- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第 23 条 補助事業者が、第 19 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 第 1 項及び前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 24 条 補助事業者が補助金を 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 25 条 第 20 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第 26 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときには、あらかじめ財団の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する法律（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(収益納付)

第 27 条 財団は、取得財産等の処分等により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を財団に納付させることができるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 28 条 財団は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿及び関係書類の整理保存)

第 29 条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保存しなければならない。

(基金終了年度における取扱い)

第 30 条 補助事業者は、補助事業に係る財団の基金の終了年度については、終了年度の 1 月 31 日までに、補助事業を完了の上、実績報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。